

台風接近に対する措置

台風などの非常災害時には、大阪市教育委員会の指示により下記の要領で対処いたしますので、ご家庭におかれましては、気象情報等の報道にご注意いただき、子どもの安全には十分ご配慮ください。

記

1. 午前7時の時点で「大阪市」に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されているときは、臨時休業とします。
※ 「大雨洪水警報」発令では、臨時休業とはなりません。
※ 現在、警報や注意報は、大阪府を5つの地域に細分化して発表されています。「大阪市」に関する情報にご注意ください。
2. 児童登校後に「暴風警報」が発令された場合、児童の安全を考え、早くに授業を切り上げ、集団下校をさせます。状況により給食を食べないこともあります。なお、保護者メールで連絡致します。まだ登録をされていない保護者のみなさまもぜひ登録のほどお願いします。
3. 台風以外でも、地震等により、午前7時現在、JR大阪環状線、大阪メトロ（ニュートラムをふくむ）のどちらもが全面運休している場合、学校は臨時休業とします。

＜留意事項＞

☆ 暴風警報が発令されて、集団下校させる場合、どう下校すればよいか（校区内の祖父母宅など）をお子さんに確実に伝えておいてください。

☆ 「暴風警報」発令の場合は、「児童いきいき活動」は中止となります。